

現場主義の主な取組について

I. 住宅再建・復興まちづくり、公共インフラの本格復旧・復興		
(住宅再建の加速化・用地取得の迅速化に関する取組)		
項目	対応	関係省庁
防災集団移転促進事業に関する農地法の規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村が集団移転促進事業により移転元の農地を買う場合に、農地法の許可なく農地を買い取ることができるよう措置。<平成 25 年 2 月> 	農林水産省
防災集団移転促進事業における土地取得困難地での計画変更手続きの簡素化及び周知	<ul style="list-style-type: none"> 防災集団移転促進事業において、土地取得困難地がある場合等に、事業計画の柔軟な変更を可能とするため、軽微な変更の範囲を拡大した旨を通知。<平成 25 年 3 月> 	国土交通省
所有者不明等の土地の処理の迅速化（不在者財産管理制度・相続財産管理制度の円滑な活用等）	<ul style="list-style-type: none"> 不明地権者の調査における司法書士等の活用及び当該調査に復興交付金を充てることができる旨について通知。<平成 25 年 4 月> 最高裁事務総局等に対し、財産管理制度の円滑な活用に向けた協力を依頼 <p>【以下は、裁判所における取組】</p> <p>※法務省において最高裁事務総局から聴取したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 仙台、福島及び盛岡の各家裁において、管内の全自治体に対し、相談窓口を周知する文書を送付。<平成 25 年 4 月> 震災を原因とする所在不明の場合における手続きの簡素化。通常必要な手続きの代替として、行方不明者届等の活用。 手続きの迅速化（申立書類の審査から調査嘱託までを短期間で実施）。 	国土交通省 法務省
土地収用手続きの迅速化	<ul style="list-style-type: none"> 事業認定手続きにおける審査期間の短縮（3 カ月→2 カ月以内）。<平成 25 年 6 月> 土地収用法上の事前説明会と他の説明会の開催を兼ねることによる効率化。<平成 25 年 4 月> 	国土交通省
入札契約方式の効率的選択について自治体へ周知	<ul style="list-style-type: none"> 復興まちづくり事業の早期進捗の観点からの適切な入札契約方式の選択について通知。<平成 25 年 4 月> 	復興庁 水産庁 国土交通省
地籍調査で「現地確認不能」と処理された土地についての土地区画整理事業の従前地の地図訂正	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業の施行地区内の土地については、その地番・区画が公図上明らかでない場合であっても、当該区画整理の施行地区内に存することを確認することができるのであれば、地図訂正は不要。 	法務省

土地区画整理事業における土地所有者全員の同意要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業において仮換地指定前でも土壌汚染対策法第4条の届出に当たって必要とされる土地所有者全員の同意要件の緩和。 起工承諾を得て部分的に着工する場合であればその着工する部分の地権者の同意で届出可能。 	環境省
土地区画整理事業における起工承諾による工事着手の周知	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業における起工承諾による工事着手、公示送達制度の適切な運用等による円滑な事業進捗を図るための方策について通知。 <p><平成25年3月></p>	国土交通省
復興事業に係る証明書等の公用請求の迅速化	<ul style="list-style-type: none"> 復興庁から要請し、総務省、法務省が連携して全国の自治体等に協力依頼（通知発出）。 <p><平成25年6月></p>	復興庁 総務省 法務省
農地転用に当たって農林水産大臣に提出する必要がある土地の登記事項証明書を写しでも可とする	<ul style="list-style-type: none"> 希望者には登記事項証明書の原本還付を可能とすることとし、東北農政局から各県（岩手県、宮城県、福島県）宛てに事務連絡を発出。 <p><平成25年4月></p>	農林水産省
(埋蔵文化財の発掘調査の簡素化・迅速化に関する取組)		
埋蔵文化財発掘調査の迅速化	<ul style="list-style-type: none"> 一般企業等の民間組織を活用した発掘調査の推進（福島県と広野町の事業で導入実施（平成25年4月）。さらに釜石市、石巻市等で説明会を開催（平成25年4、5月）） 防災集団移転促進事業の大臣同意前でも発掘調査が可能であり、調査費に復興交付金を使うことができる旨を通知。<平成25年3月> 	文部科学省 国土交通省
(人員不足・資材不足に関する取組)		
公共工事設計労務単価の改訂	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度公共工事設計労務単価の改訂（被災3県の全職種平均で対前年度比約21%の上昇）。 <p><平成25年3月></p> <ul style="list-style-type: none"> 3ヶ月ごと（6、9、12月）に調査を行い、必要に応じてよりきめ細かく現場の状況を反映。 	国土交通省
復興JVの活用による全国からの人材確保	<ul style="list-style-type: none"> 被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JVを導入し、平成25年8月1日現在、合計148件の復興JVを登録（宮城県99件、岩手県9件、仙台市6件、石巻市24件、森林管理局10件）。 	国土交通省
5km以内の工事間での技術者の兼任	<ul style="list-style-type: none"> 密接な関係のある5km程度以内の2つの工事について専任の主任技術者の兼務可能（建設業法施行令第27条第2項の取扱いの明確化）。 	国土交通省
人材や資材の広域調達に伴う増加費用の精算払い	<ul style="list-style-type: none"> 人材や資材を遠隔地から調達した場合、設計変更で赴任旅費や宿泊費（人材）、資材輸送費（資材）等の追加コストの支払えるよう措置。 	国土交通省

公共工事受注者の物価変動リスクの軽減	<ul style="list-style-type: none"> 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更（スライド条項の適用）。 資材価格の予定価格への迅速な反映（タイムラグを従来の約半分に縮小）。 	国土交通省
資材不足に対する供給体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 宮古・釜石地区において、平成 26 年度の三陸沿岸道路工事に間に合うよう専用生コンプラントを国が新設する方針を表明。＜平成 25 年 3 月＞ 	国土交通省
(発注者支援に関する取組)		
CM 方式の導入による発注者支援	<ul style="list-style-type: none"> 複数地区の設計業務と工事を一括して発注する CM 方式を導入し、宮城県女川町・東松島市・気仙沼市・南三陸町、岩手県陸前高田市・山田町・宮古市・大槌町において CMR を決定。 	国土交通省
(財源措置や災害審査手続きに関する取組)		
復旧・復興に伴う土砂採取運搬車両通行による地方道修繕の財源措置	<ul style="list-style-type: none"> 地方道の補修・改修等は、原因が明確である場合は、原因者が負担するという原則を踏まえつつ、復旧・復興事業に伴う土砂採取運搬車両通行により、道路の補修・改修等が必要になる場合には、当該復旧・復興事業に関して、所要の経費を事業費に計上することを通じて、対応していく方針。 	関係省庁
最長 3 カ年とされている災害復旧事業の期間延長	<ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定は、3 年以内に事業を完了することを義務づけている、若しくは 3 年で補助を打ち切るというものでない。地元の意向・要望を踏まえつつ、対応。 	国土交通省
災害査定について被災規模に見合った査定期間の設定	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況や地方公共団体の意向等を勘案しながら適切に対処。 	国土交通省
災害査定の査定前の工事着工	<ul style="list-style-type: none"> 査定前着工が可能。 	国土交通省
災害復旧について原形復旧にとらわれすぎない柔軟な対応	<ul style="list-style-type: none"> 原形復旧を原則とするが、原形復旧が困難又は不適當な場合は、従前の効用を復旧することが認められている。再度災害を防止するため被災箇所以外の箇所を含む一連の区間について改良を行う改良復旧事業も実施可能。 	国土交通省
過年発生災害復旧事業の再調査時期の延期	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度実施予定の過年発生災害復旧事業の再調査については、簡素化して実施。＜平成 25 年 4 月＞ 	国土交通省

II. 産業の復興		
項目	対応	関係省庁
東日本大震災事業者再生支援機構の出張所の新設	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県仙台市の本店、東京の本部、岩手県宮古市と大船渡市、青森県八戸市の出張所に加え、新たに、福島県郡山市（平成 25 年 7 月）及び茨城県水戸市（平成 25 年 7 月）に出張所を開設。 	復興庁
復興交付金において特定市町村が農業者へ貸与する育苗施設や農機具格納庫等の物件を整備する場合に開発許可が不要であることを明確化	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号では、農林漁業の用に供する一定の建築物の建築のための開発行為は許可不要とされている。 ここでいう農林漁業の用に供する一定の建築物には、法文上建築する主体が限定されていないことから、特定市町村が建築する場合であっても、育苗施設や農機具格納庫等の建築物が農林漁業の用に供されることが担保されれば、開発許可は不要。 	国土交通省
米の事前出荷制限区域の名称変更	<ul style="list-style-type: none"> 地域で生産された米の全量管理を前提として米の作付を認める区域の名称について、平成 24 年産においては「事前出荷制限区域」としていたが、現場で「実際の取組内容を反映した名称とすべき」との意見があったことを踏まえ、平成 25 年産から「全量生産出荷管理区域」に変更。<平成 25 年 1 月> 	農林水産省

III. 被災者支援		
項目	対応	関係省庁
雇用促進住宅の活用	<ul style="list-style-type: none"> いわき市内の被災者が家を建て替える間民間のアパートに入居しようと思っても、他の市町村からの避難者でいっぱい空きがないため、空いている雇用促進住宅を貸与。<平成 25 年 3 月> 	厚生労働省
応急仮設住宅の供与期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅の供与期間について、一定の条件を満たした場合、自治体の判断で延長が可能であることを改めて周知。<平成 25 年 4 月> 	復興庁 厚生労働省 国土交通省

IV. 福島復興		
項目	対応	関係省庁
福島復興局への予算執行権限の移管	<ul style="list-style-type: none"> 自治体からの要望等に迅速に対応する取組の一環として、福島県内 12 市町村における避難解除区域等の住民の帰還促進や直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を行う「地域の希望復活応援事業」と、公共施設の清掃などを行う「福島避難解除等区域生活環境整備事業」について、予算執行権限を復興庁本庁から福島復興局に移管。＜平成 25 年 5 月＞ 	復興庁
「地域の希望復活応援事業」の活用	<ul style="list-style-type: none"> 川内村の除染廃棄物の仮置き場の安全確保にかかる要望について、福島復興再生総局に属する市町村連携チームが、24 年度補正予算等で創設した「地域の希望復活応援事業」を活用して、「常時監視するカメラの設置」をその場で提案。現在稼働中。＜平成 25 年 8 月＞ 	復興庁
原発事故の避難住民を受け入れている市町村に対する財政措置の充実	<ul style="list-style-type: none"> 原発避難者特例法の避難住民の受入れ経費に対する市町村分の特別交付税措置の算定方式について、個々の経費の積上げ方式を改め、1 人当たりの受入れ経費の単価を設けて積算する方式に見直し。＜平成 25 年度から＞ 	総務省
原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置	<ul style="list-style-type: none"> 原発事故により政府として避難を指示又は勧奨している区域等に居住していた避難者に対し、高速道路の無料措置を実施（平成 26 年 3 月まで）。 	国土交通省
原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置	<ul style="list-style-type: none"> 原発事故発生時に対象地域に居住しており、原発事故により避難して二重生活を強いられている母子避難者等に対し、高速道路の無料措置を実施（平成 26 年 3 月まで）。 	復興庁 国土交通省